

# 令和 5 年度事業報告書

〔 自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 6 年 3 月 31 日 〕

公益財団法人日本無線協会

# 令和5年度事業報告書

## I 概況

当協会は、無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者資格の取得のための養成課程、認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練に係る事業について、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより実施しているが、本年度についても、国家試験及び養成課程等、年度当初策定の事業計画を予定どおり実施した。

国家試験事業は、海上無線通信士及び航空無線通信士の申請数が若干増加したものの、他分野の申請者数は減少したため、全体の申請者数は令和4年度に比べ9.4%の減少となった。

養成講習事業は、認定新規訓練が42.2%増加したものの、主任無線従事者講習が16.4%、養成講習課程が6.2%、認定講習課程が24.4%の減少となった。

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、法令・規程類を遵守し、要員の縮減、経費節減等事務処理の効率化に留意しつつ、ホームページ等による広報の充実、事務手続の電子化の推進等新たな課題に対する取組みを進めるなど、事務処理体制の整備に努めた。

なお、養成課程、認定講習課程及び認定新規訓練の各業務を実施することにより、指定試験機関及び指定講習機関の事務が不公正になることはなかった。

## II 事業概要

### 1 国家試験事業

#### (1) 申請者数等

国家試験の申請者数は39,113名であり、令和4年度に比べ4,055名の減少(▲9.4%)となっている。

資格分野別では、海上無線通信士が41名(2.5%)、航空無線通信士が8名(0.2%)と増加となったものの、他の資格分野別の申請者数は、総合無線通信士が73名の減少(▲13.4%)、陸上無線技術士が997名の減少(▲10.9%)、特殊無線技士1,919名の減少(▲9.1%)、アマチュア無線技士が1,115名の減少(▲15.2%)という結果であった。

本年度事業計画では、これまでの傾向から、国際航海に従事する第三級海上無線通信士、並びに第一級陸上無線技術士、レーダー級海上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士及び第三級アマチュア無線技士資格については若干の増加傾向としているが、実績を見る限り、令和4年度に比べ第三級海上無線通信士は増加(10.9%)したものの、第一級陸上無線技術士(▲11.5%)、レーダー級海上特殊無線技士(▲56.2%)、第二級陸上特殊無線技士(▲2.4%)及び第三級アマチュア無線技士(▲12.4%)については減少という結果となつた。

| 資格            |     | 5年度    | 4年度    | 増減     | 増減比 (%) | 5年度年間<br>計画数 |
|---------------|-----|--------|--------|--------|---------|--------------|
| 総合無線<br>通信士   | 一総通 | 213    | 271    | ▲58    | ▲21.4   | 260          |
|               | 二総通 | 64     | 94     | ▲30    | ▲31.9   | 100          |
|               | 三総通 | 196    | 181    | 15     | 8.3     | 200          |
|               | 小計  | 473    | 546    | ▲73    | ▲13.4   | 560          |
| 海上無線<br>通信士   | 一海通 | 50     | 50     | 0      | 0       | 50           |
|               | 二海通 | 26     | 42     | ▲16    | ▲38.1   | 50           |
|               | 三海通 | 1,146  | 1,033  | 113    | 10.9    | 1,050        |
|               | 四海通 | 447    | 503    | ▲56    | ▲11.1   | 440          |
|               | 小計  | 1,669  | 1,628  | 41     | 2.5     | 1,590        |
| 航空無線通信士       |     | 3,429  | 3,421  | 8      | 0.2     | 3,600        |
| 陸上無線<br>技術士   | 一陸技 | 7,139  | 8,066  | ▲927   | ▲11.5   | 8,340        |
|               | 二陸技 | 984    | 1,054  | ▲70    | ▲6.6    | 1,040        |
|               | 小計  | 8,123  | 9,120  | ▲997   | ▲10.9   | 9,380        |
| 特殊無線<br>技士    | 一海特 | 428    | 469    | ▲41    | ▲8.7    | 520          |
|               | 二海特 | 1,842  | 2,228  | ▲386   | ▲17.3   | 2,120        |
|               | 三海特 | 245    | 211    | 34     | 16.1    | 210          |
|               | レ海特 | 57     | 130    | ▲73    | ▲56.2   | 140          |
|               | 航空特 | 1,375  | 1,526  | ▲151   | ▲9.9    | 1,670        |
|               | 一陸特 | 7,373  | 8,531  | ▲1,158 | ▲13.6   | 9,110        |
|               | 二陸特 | 5,792  | 5,935  | ▲143   | ▲2.4    | 6,250        |
|               | 三陸特 | 2,034  | 2,047  | ▲13    | ▲0.6    | 2,030        |
|               | 国内電 | 67     | 55     | 12     | 21.8    | 60           |
|               | 小計  | 19,213 | 21,132 | ▲1,919 | ▲9.1    | 22,110       |
| アマチュア無<br>線技士 | 一アマ | 1,509  | 1,732  | ▲223   | ▲12.9   | 1,790        |
|               | 二アマ | 821    | 970    | ▲149   | ▲15.4   | 980          |
|               | 三アマ | 2,127  | 2,429  | ▲302   | ▲12.4   | 2,300        |
|               | 四アマ | 1,749  | 2,190  | ▲441   | ▲20.1   | 2,390        |
|               | 小計  | 6,206  | 7,321  | ▲1,115 | ▲15.2   | 7,460        |

| 資格  | 5 年度    | 4 年度    | 増減      | 増減比 (%) | 5 年度年間<br>計画数 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------------|
| 合 計 | 39, 113 | 43, 168 | ▲4, 055 | ▲9. 4   | 44, 700       |

〔無線従事者 23 資格〕

|                    |                   |                    |
|--------------------|-------------------|--------------------|
| 第一級総合無線通信士(一総通)    | 第二級総合無線通信士(二総通)   | 第三級総合無線通信士(三総通)    |
| 第一級海上無線通信士(一海通)    | 第二級海上無線通信士(二海通)   | 第三級海上無線通信士(三海通)    |
| 第四級海上無線通信士(四海通)    | 航空無線通信士(航空通)      |                    |
| 第一級陸上無線技術士(一陸技)    | 第二級陸上無線技術士(二陸技)   |                    |
| 第一級海上特殊無線技士(一海特)   | 第二級海上特殊無線技士(二海特)  | 第三級海上特殊無線技士(三海特)   |
| レーダー級海上特殊無線技士(レ海特) | 航空特殊無線技士(航空特)     | 第一級陸上特殊無線技士(一陸特)   |
| 第二級陸上特殊無線技士(二陸特)   | 第三級陸上特殊無線技士(三陸特)  | 国内電信級陸上特殊無線技士(国内電) |
| 第一級アマチュア無線技士(一アマ)  | 第二級アマチュア無線技士(ニアマ) |                    |
| 第三級アマチュア無線技士(三アマ)  | 第四級アマチュア無線技士(四アマ) |                    |

( )内は、本報告書で使用する無線従事者資格の略称

## (2) 実施時期及び実施場所

### ア 総合無線通信士及び海上無線通信士（四海通を除く。）

事務所所在地（11 都市）において 9 月期（13～15 日）及び 3 月期（13～15 日）の定例試験を実施した。

また、長野市（信越支部）、金沢市（北陸支部）及び松山市（四国支部）においては、三海通の国家試験のみを実施した。

### イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地（11 都市）において、8 月期（23 日・24 日）及び 2 月期（21 日、22 日）の定例試験を実施した。

### ウ 陸上無線技術士

事務所所在地（11 都市）の他、事務所所在地外の 3 都市（第二試験場）において、7 月期（10～15 日）及び 1 月期（15～18 日）の定例試験を実施した。

また、7 月期には舞鶴市、三豊市及び福岡市、1 月期には舞鶴市及び三豊市に第二試験場を設置した。

〔第二試験場〕

| 試験地<br>試験期 | 舞鶴市 | 三豊市     | 福岡市     |
|------------|-----|---------|---------|
| 7 月期       | 二陸技 | 一陸技／二陸技 | 一陸技／二陸技 |
| 1 月期       | 二陸技 | 一陸技／二陸技 | —       |

## 工 特殊無線技士

第二級及び第三級海上特殊無線技士並びに第二級及び第三級陸上特殊無線技士の4資格については、CBT (Computer Based Testing) 方式による試験を実施するとともに、その他の資格については、事務所所在地（11都市）において、6月期（13日・14日）及び10月期（24日・25日）及び2月期（9日、10日）の定例試験を実施した。

更に工業高校等からの依頼により、対面方式による臨時試験を全国62か所で実施した。（二海特、三海特、航空特、二陸特及び三陸特の5資格で合計2,955名が受験）

また、2月期には函館市に第二試験場を設置した。

〔第二試験場〕

| 試験地<br>試験期 | 函館市 |
|------------|-----|
| 2月期        | 一海特 |

## オ アマチュア無線技士

### （ア）第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地（11都市）において、4月期（8日・9日）、8月期（5日・6日）及び12月（2日・3日）のいずれも土曜日及び日曜日に実施した。

### （イ）第三級及び第四級アマチュア無線技士

CBT方式による試験を実施した。

## （3）事務処理体制等

### ア 電子申請の推進及び事務処理の効率化

令和3年11月に国家試験電子申請システムを更改し、令和4年度から書面による申請を原則電子申請に一元化するとともに、国家試験申請手数料の収納事務も外部に委託したが、令和5年10月からは全科目免除合格証明事務を電子化し、申請者の利便性の向上を図るとともに、事務処理の効率化を進めた。

### イ 試験員の配置

試験事務を厳正かつ的確に実施するため、電波法及び無線従事者規則に定める要件を備えた試験員を配置し、試験事務の処理に万全を期した。

| 区分  | 本部 | 北海道 | 東北 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 | 計   |
|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 配置数 | 45 | 10  | 15 | 8  | 8  | 8  | 19 | 8  | 10 | 16 | 6  | 153 |

## ウ 無線従事者国家試験審査委員会等の開催

第一級総合無線通信士等上級 8 資格<sup>(\*)1)</sup>の国家試験問題を審査するため、「無線従事者国家試験審査委員会」を 5 月、7 月、11 月及び 1 月に開催するとともに、無線従事者国家試験審査委員会の審査に諮る無線工学の試験問題案について、その的確性を検証し、その内容を確認するための「無線従事者国家試験問題検討委員会」を 4 回開催した。

また、上級 8 資格について、デジタル化の急速な進展等、電波利用技術の普及状況や世の中の情勢等を踏まえつつ、資格毎の試験問題の難易度を一定レベルに維持する必要性があるため、「試験問題の作成方針（5 月 19 日委員会決定）」を策定した。

上級 8 資格以外の資格の国家試験問題については、「試験事務審査会」を 6 回開催し試験問題の内容の確認等を行った。

---

(\*)1) 「上級 8 資格」とは、第一級から第三級までの総合無線通信士、第一級から第三級までの海上無線通信士、第一級及び第二級陸上無線技術士をいう。

## 工　国家試験問題の公表等

対面方式による試験問題及びその解答については、随時、ホームページに掲載するとともに、受験者からの請求（185 件）に応じ、試験の得点に関する情報を開示した。

また、CBT 方式により試験を執行する第二級及び第三級海上特殊無線技士、第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第三級及び第四級アマチュア無線技士の 6 資格については、本年 2 月から基本的な試験問題例題としてホームページに掲載した。

## オ　合格証明書の発行

国家試験の全科目免除者に対し、その者の請求（293 件）に応じて合格証明書を発行した。

## 2　講習事業

### （1）主任無線従事者講習業務<sup>(\*)2)</sup>

#### ア　受講者数等

受講者数は 970 名であり、190 名（増減比▲16.4%）の減少となった。

資格別の受講者数は、一陸技 420 名（受講者の 43%：主に電気通信事業及び放送事業関係従事者）と最も多く、三陸特 161 名（受講者の 17%：主に消防・防災関係従事者）、一陸特 144 名（受講者の 15%：主に電気通信事業関係従事者）及び二陸特 73 名（受講者の 8%：主に消防・防災関係従事者）等となっている。また、今年度から東京（本部）を除き、これまでの対面方式による講習から e-ラーニング方式による講習に移行して実施しており、受講者数の 92.8%（900 名）が e-ラーニング方式による講習であった。

| 区分     | 5 年度 | 4 年度 | 増減  | 増減比 (%) | 5 年度年間<br>計画数 |
|--------|------|------|-----|---------|---------------|
| 海上主任講習 | 108  | 134  | ▲26 | ▲19.4   | 137           |

|        |     |       |      |       |       |
|--------|-----|-------|------|-------|-------|
| 航空主任講習 | 39  | 46    | ▲7   | ▲15.2 | 51    |
| 陸上主任講習 | 823 | 980   | ▲157 | ▲16.0 | 1,023 |
| 合計     | 970 | 1,160 | ▲190 | ▲16.4 | 1,211 |

(通年受講者数) 元年度:774名、2年度:1,135名、3年度:1,181名、4年度:1,160名

#### イ 対面方式による実施時期

東京（本部）において、5月期（11日：海上・航空・陸上主任）、8月期（21日：同）、11月期（1日：同）及び2月期（2日：同）に実施した。

(\*2) 無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線従事者の資格を有しない者であっても、無線設備の操作を行うことができるが、無線局の免許人から選任された主任無線従事者は、その専任の日から6か月以内及び講習を受けた日から5年以内毎に総務大臣の行う講習を受講しなければならない。日本無線協会は総務大臣から主任無線従事者の指定講習機関として指定されている。

#### （2）養成課程 (\*3)

実施件数は787件（増減比▲0.1%）、受講者数は19,606名（増減比▲6.2%）であり、実施件数及び受講者数ともに減少した。

第二級及び第三級陸上特殊無線技士については、民間企業等との競合状態が更に厳しさを増してきており、令和4年度に比べ1,361名（▲8.3%）の大幅な減少となった。

また、外国人船員を対象とした第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程については、令和4年度はコロナウィルス感染症の影響により、本部と海外の講習会場との間でリモート回線を確保して講習を実施していたが、今年度は、ブルガリアでの講習を除き、フィリピン及びインドでの講習は現地での対面方式による講習で実施した。

| 資格                 | 5年度 |      | 4年度   |      | 増減    |      | 増減比(%) |       | 5年度全体<br>計画数 |      |       |
|--------------------|-----|------|-------|------|-------|------|--------|-------|--------------|------|-------|
|                    | 件数  | 受講者数 | 件数    | 受講者数 | 件数    | 受講者数 | 件数     | 受講者数  | 件数           | 受講者数 |       |
| 三海通                | 15  | 522  | 8     | 325  | 7     | 197  | 87.5   | 60.6  | 8            | 242  |       |
| 四海通                | 3   | 34   | 5     | 57   | ▲2    | ▲23  | ▲40.0  | ▲40.4 | 3            | 56   |       |
| 航空通                | 16  | 110  | 6     | 33   | 10    | 77   | 166.7  | 233.3 | 4            | 24   |       |
| 特殊<br>無線<br>技<br>士 | 一海特 | 40   | 800   | 32   | 778   | 8    | 22     | 25.0  | 2.8          | 25   | 607   |
|                    | 二海特 | 99   | 1,792 | 94   | 1,877 | 5    | ▲85    | 5.3   | ▲4.5         | 71   | 1,944 |
|                    | 三海特 | 18   | 283   | 21   | 369   | ▲3   | ▲86    | ▲14.3 | ▲23.3        | 18   | 336   |
|                    | 航空特 | 24   | 548   | 20   | 572   | 4    | ▲24    | 20.0  | ▲4.2         | 26   | 752   |
|                    | 一陸特 | 23   | 489   | 24   | 506   | ▲1   | ▲17    | ▲4.2  | ▲3.4         | 18   | 570   |

| 資格  | 5年度 |        | 4年度 |        | 増減  |        | 増減比(%) |       | 5年度全体<br>計画数 |        |
|-----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|--------|-------|--------------|--------|
|     | 件数  | 受講者数   | 件数  | 受講者数   | 件数  | 受講者数   | 件数     | 受講者数  | 件数           | 受講者数   |
| 二陸特 | 84  | 2,306  | 100 | 2,902  | ▲16 | ▲596   | ▲16.0  | ▲20.5 | 88           | 2,946  |
| 三陸特 | 465 | 12,722 | 478 | 13,487 | ▲13 | ▲765   | ▲2.7   | ▲5.7  | 449          | 13,947 |
| 小計  | 753 | 18,940 | 769 | 20,491 | ▲43 | ▲1,551 | ▲5.4   | ▲7.6  | 695          | 21,102 |
| 合計  | 787 | 19,606 | 788 | 20,906 | ▲1  | ▲1,300 | ▲0.1   | ▲6.2  | 710          | 21,424 |

(\*3) 「養成課程」とは、総務大臣が定める基準に適合すると認定した授業を終了することで無線従事者免許が取得できるもの。日本無線協会は、直接個人の受講者を募集して行う「公募養成課程」及び無線従事者の養成を必要とする法人等からの依頼を受けて行う「受託養成課程」の二つの形態で実施している。また、外国人船員を対象とする養成課程は、全てe-ラーニングによる隨時受講型授業で実施し、修了試験を対面方式で行うものである。

### (3) 認定講習課程 (\*4)

第三級海上無線通信士について、東京（本部）で3件実施し、受講者数は59名（増減比▲24.4%）であった。

| 資格  | 5年度 |      | 4年度 |      | 増減 |      | 増減比(%) |       | 5年度全体<br>計画数 |      |
|-----|-----|------|-----|------|----|------|--------|-------|--------------|------|
|     | 件数  | 受講者数 | 件数  | 受講者数 | 件数 | 受講者数 | 件数     | 受講者数  | 件数           | 受講者数 |
| 三海通 | 3   | 59   | 3   | 60   | 0  | ▲1   | 0      | ▲1.7  | 5            | 60   |
| 四海通 | —   | —    | 1   | 18   | ▲1 | ▲18  | —      | —     | —            | —    |
| 合計  | 3   | 59   | 4   | 78   | ▲1 | ▲19  | ▲25.0  | ▲24.4 | 5            | 60   |

(\*4) 「認定講習課程」とは、無線従事者として一定の資格及び業務経歴を有する者が、上位の資格を取得する際の講習。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、講習を実施している。

### (4) 認定新規訓練 (\*5)

日本人船員を対象とした訓練を東京（本部）で4件（6月、9月、12月及び2月）実施した他、外国人船員を対象とした新規訓練については、フィリピン、インド及びブルガリアにおいて、三海通及び一海特の養成課程に引き続き実施した。全体の受講者は620名、前年度に比べ184名の増加（42.2%）であった。

| 区分 | 5年度 |      | 4年度 |      | 増減 |      | 増減比(%) |      | 5年度全体<br>計画数 |      |
|----|-----|------|-----|------|----|------|--------|------|--------------|------|
|    | 件数  | 受講者数 | 件数  | 受講者数 | 件数 | 受講者数 | 件数     | 受講者数 | 件数           | 受講者数 |
| 全体 | 19  | 620  | 13  | 436  | 6  | 184  | 46.2   | 42.2 | 17           | 340  |

(\*5) 「認定新規訓練」とは、義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者が船舶局無線従事

---

者証明を受けるために行われる訓練。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、6月、9月、12月及び2月に日本人船員を対象とした訓練を東京で実施している。また、外国で実施する認定新規訓練は、当該国で行う外国人船員を対象とした3海通等の養成課程に引き続いて実施するものである。

#### (5) 無線従事者フォローアップ研修<sup>(\*)6)</sup>

今年度も前年度に引き続き、主に電気通信事業や放送事業に携わる有資格者を対象として、無線通信技術や制度等に関する最新情報や知識とともに、関連する有線ネットワークやセキュリティ等も含めた研修を実施した。主に電気通信事業に携わる有資格者を対象とした研修（28名受講）を10月19日及び20日に、また、主に放送事業に携わる有資格者を対象とした研修（19名受講）を11月21日及び22日に実施した。

---

<sup>(\*)6)</sup> 「無線従事者フォローアップ研修」は、令和元年度に開催された総務省の電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会合における「ワイヤレス IoT 人材の育成」についての提言を踏まえ、令和2年12月に無線従事者規則の一部が改正され、無線従事者資格を有する者に対して IoT 人材としての最新の知識を習得するための努力義務が課されることとなったため、令和3年度に当該有資格者が継続的にスキルアップできる研修体制を構築したもの。

### 3 業務運営のデジタル化促進

今年度から第二級及び第三級海上特殊無線技士試験執行についても、業務の効率化や受験者の利便性の向上等に資するため、対面方式による定例試験から CBT 方式による試験に移行した。これにより、CBT 方式による試験は4資格から6資格に拡大した。

養成講習事務では、主任無線従事者講習について、業務改善の一環として、これまで10支部で年間30回実施していた集合方式での対面による講習を取り止め、e-ラーニングによる講習に移行した。更に公募による養成課程について、事務の効率化を図るため、新たなシステムを構築し、これまで支部毎に行っていった受付事務や料金収納事務等の一元化を実現した。

### 4 国家試験申請者数及び養成課程受講者数の増加への取組

#### (1) 周知広報の強化

無線従事者資格の認知度向上のため、年間の試験日程を表記したポスター、資格分野別の案内用リーフレット及び無線従事者資格を取得することによって従事できる職種等を解説・紹介したパンフレット等を作成し、本年度は全国で2,350か所の団体/法人等に約1万枚の資料を送付した。

また、受験機会を促進するため、当協会のホームページにおいて、本年2月から CBT 方式による6資格の試験問題のうち、標準的な例題（資格毎に6パターン）の公開を開始した。

更に、養成講習事業に関連する全団体/法人等に対して案内用パンフレット等を送付するとともに、一部の法人等には直接訪問し受講への働きかけを行った。本年度、関東管内においては、養成課程関連99か所、認定講習課程・認定新規訓練関連19か所、主任無線従事者講習関係62か所の合計180か所に関連資料を提供するとともに、各支部においても同様の対応を行った。

## (2) 関係団体等への取組強化

第二級海上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士等に係る臨時試験や養成課程における潜在的ニーズの掘り起こしを行うため、令和5年9月から専従の職員を雇用し、工業・水産系の高校や漁業協同組合等を直接訪問し、無線従事者資格の取得への働きかけを強化している。

## 5 個人情報の保護等

協会は、国家試験及び養成講習業務において、多くの個人情報を扱っているが、この個人情報の取扱いについては、協会が定めた「個人情報管理方針」及び「個人情報管理規程」並びに「情報セキュリティポリシー」を遵守し、安全かつ適正に管理しているが、個人情報保護等の取扱いに関する厳格化や不正アクセス等の脅威を想定した情報セキュリティ対策の必要性を踏まえ、職員への周知徹底を図った。

なお、個人情報や試験問題のデータ保管庫は、施錠管理の徹底を図り、関係者以外の入室を制限している。

また、個人情報の保護及びセキュリティ対策の確保については、全職員を対象に研修を実施し、個人情報に対する意識の高揚を図った。

## 6 情報公開

情報公開については、定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、対面方式による定例試験に係る過去1年間に行われた試験問題及びその解答をホームページにおいて公開した。

### III 総務関係

#### 1 役員等の異動

##### (1) 役員

令和 6 年 3 月 1 日に開催された定時評議員会において、新たに理事 2 名が選任された。

新任の者は次のとおりである。

| 役職 | 新                                | 旧                                | 委嘱の日<br>(総務省認可の日) |
|----|----------------------------------|----------------------------------|-------------------|
| 理事 | 伊藤寿浩<br>日本放送協会<br>技術局長           | 寺田健二<br>日本放送協会<br>理事・技師長         | 令和 6 年 3 月 20 日   |
| 理事 | 坂本信樹<br>日本電信電話株式会社<br>技術企画部門電波室長 | 福家裕<br>前日本電信電話株式会社<br>技術企画部門電波室長 | 令和 6 年 3 月 20 日   |

(敬称略)

##### (2) 評議員

令和 5 年 6 月 22 日及び令和 6 年 3 月 1 日に開催された定時評議員会において、新たに評議員 3 名が選任された。新任の者は次のとおりである。

| 役職  | 新                              | 旧                              | 異動の日            |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 評議員 | 執行裕子<br>一般社団法人電子情報技術産業協会<br>理事 | 井上治<br>前一般社団法人電子情報技術産業協会<br>理事 | 令和 5 年 6 月 22 日 |
| 評議員 | 寺田健二<br>日本放送協会<br>理事・技師長       | 児玉圭司<br>前日本放送協会<br>理事・技師長      | 令和 6 年 3 月 20 日 |
| 評議員 | 西島英記<br>株式会社NTTドコモ<br>電波室長     | 浜本雅樹<br>前株式会社NTTドコモ<br>電波室長    | 令和 6 年 3 月 20 日 |

(敬称略)

## 2 会議の開催

### 〔理事会〕

|        | 開 催 日            | 議 事                                                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 35 回 | 令和 5 年 6 月 6 日   | <ul style="list-style-type: none"><li>・決議事項<ul style="list-style-type: none"><li>1 令和 4 年度事業報告書</li><li>2 令和 4 年度決算書</li><li>3 定時評議員会の開催</li></ul></li></ul>                                                     |
| 第 36 回 | 令和 5 年 10 月 12 日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・報告事項<ul style="list-style-type: none"><li>令和 5 年度上半期事業報告書</li></ul></li></ul>                                                                                             |
| 第 37 回 | 令和 6 年 2 月 14 日  | <ul style="list-style-type: none"><li>・報告事項</li><li>・決議事項<ul style="list-style-type: none"><li>1 令和 6 年度事業計画書</li><li>2 令和 6 年度収支予算書</li><li>3 令和 6 年度資金調達及び設備投資の見込み</li><li>4 第 23 回評議員会の開催</li></ul></li></ul> |

### 〔評議員会〕

|        | 開 催 日           | 議 事                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 22 回 | 令和 5 年 6 月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"><li>・報告事項<ul style="list-style-type: none"><li>令和 4 年度事業報告書</li></ul></li><li>・決議事項<ul style="list-style-type: none"><li>1 令和 4 年度決算書</li><li>2 評議員の選任</li></ul></li></ul>              |
| 第 23 回 | 令和 6 年 3 月 1 日  | <ul style="list-style-type: none"><li>・報告事項</li><li>・決議事項<ul style="list-style-type: none"><li>1 令和 6 年度事業計画書</li><li>2 令和 6 年度収支予算書</li><li>3 令和 6 年度資金調達及び設備投資の見込み</li><li>4 評議員の選任</li><li>5 役員の選任</li></ul></li></ul> |

## 3 内閣府への令和 4 年度事業報告等の提出

令和 4 年度事業報告等は、令和 5 年 6 月 27 日付で、電子申請により内閣府へ提出した。

#### 4 職員の配置

|           | 本部 | 支部  | 計   |
|-----------|----|-----|-----|
| 常勤職員      | 25 | 22  | 47  |
| 非常勤職員(嘱託) | 42 | 112 | 154 |
| 計         | 67 | 134 | 201 |

#### 5 事業報告の附属明細書について

令和5年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。